務 省 告 示 第 百

五. + 部 民 九 法 を 年 改 \mathcal{O} 正 法 す 律 部 Ź 第 を 件六 改 十八 正 伞 する法 号)第四十条第二項の規定とる法律(平成三十年法律第 成十六年三月財務省告示第百九号) に基づい 五. + 九 き、 の 一 号) 製の造施 部を ただに 次 \mathcal{O} こに係 よう 伴 12 る 改 及 広 正 び 告 す た を行 ばこ る。 。 う 事 際業 の法 指 針 昭 の和

和 兀 年 兀 月 日

財 務 大 臣 鈴 木 俊

規 定 次 の令 \mathcal{O} 表 線 に ょ を 付 り、 L 改 正 た 部 分 前 欄 \mathcal{O} ょ に う 掲 に げ る 改 規 \Diamond 定 る。 \mathcal{O} 傍 線 を付 た 部 分をこ れ に 順 次 対 応 する 改 正 後 欄 12 掲 げ る

改正後	改正前
近年のたばこと健康をめぐる国民の意識の	近年のたばこと健康をめぐる国民の意識の
高まり、世界保健機関(WHO)におけるた	高まり、世界保健機関(WHO)におけるた
ばこ規制枠組条約の採択、主要国のたばこに	ばこ規制枠組条約の採択、主要国のたばこに
関する規制の状況など、喫煙をとりまく環境	関する規制の状況など、喫煙をとりまく環境
大きく変化している。	は大きく変化している。
造たばこ	これらの点を踏まえ、製造たばこに係る広
告(以下、「たばこ広告」という。)を行う	告(以下、「たばこ広告」という。)を行う
が、より一層	者が、より一層、未成年者の喫煙防止及び製
及び製造たばこ(以下、「たばこ」という。)	造たばこ(以下、「たばこ」という。)の消
の消費と健康との関係に配慮するとともに、	費と健康との関係に配慮するとともに、たば
たばこ広告を過度にわたらないように行うこ	こ広告を過度にわたらないように行うことを
とを目的として、旧指針を改正し、ここに新	目的として、旧指針を改正し、ここに新たな
たな指針を定めるものである。	指針を定めるものである。

体 的 指 針

た 者 け す 責 を な わ る ば た n 任 適 1 た \mathcal{O} た ょ ば n 喫 ば に 切 う 煙 な 8 お に \mathcal{O} 幅 5 提 \mathcal{O} 健 留 広 1 広 防 な 環 意 告 供 < 7 康 止 境 喫 す 1 12 積 L に を 0 整 煙 る な 及 行 極 + $\sum_{}$ を 備 ぼ け 的 分 う と 選 れ 際 す 12 配 に 12 悪 喫 箵 択 ば 慮 12 す す 影 な 煙 ょ は L 響 を る る 5 ŋ 12 な 勧 広 ょ か 告 う 否 関 個 11 8 す る 心 か 人 が 歳 を が る が 過 ま 未 自 た 判 情 لح 度 け 満 己 断 \mathcal{O} に な 報 \mathcal{O}

(1)沿 ک 広 注 広 + 0 歳 告 告 分 7 \mathcal{O} 対 意 勘 ょ 0 未 象 を \mathcal{O} 方 た 惹 法 歳 ば う 満 内 案 1 歳 _ な 7 容 に < L 未 未 \mathcal{O} 広 考 た 満 満 者 7 注 な に 配 上 告 لح え 意 慮 \mathcal{O} 0 \mathcal{O} \mathcal{O} 等 す 者 者 方 を 喫 が で ŧ 1 な る 広 を 12 喚 煙 \mathcal{O} 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 行 起 لح < ŧ 告 喫 喫 基 が す ک 煙 う 禁 場 煙 づ <u>-</u>+ + 防 る 所 き 防 ŧ 止 とと さ 歳 止 を 止 \mathcal{O} ま れ 歳 と 選 以 未 た \mathcal{O} \sim \mathcal{O} す ŧ 未 3 必 7 満 下 満 な 要 配 る に \mathcal{O} た \mathcal{O} تلح 性 者 ば 慮 点 る 0 者 を \mathcal{O} に

す

ること。

る

止

 \mathcal{O}

体 的 指 針

う 煙 \Diamond お に \mathcal{O} 幅 提 留 \mathcal{O} 健 広 1 防 た 環 供 意 7 康 < 止 ば 境 喫 積 1 す に L 12 整 煙 る 及 な + 極 $\sum_{}$ を ぼ け 的 告 備 分 選 と す n に に 配 を に 喫 資 択 悪 ば 慮 行 影 煙 う ょ な す す L 際 る る Ŋ 響 5 を か な 勧 広 ょ に に 関 告 う 1 否 8 個 る か す 心 人 が を る が が ま 過 未 判 自 た け 情 度 成 断 己 報 \mathcal{O} な に 年 す 責 を た 者 け な わ

ば

11

ょ

た

V)

 \mathcal{O}

喫

な

5

な

る

ばた

ħ

に

任

に

適

切

沿 (1) \sum と 案 さ 内 法 0 れ す 容 7 \mathcal{O} が に 未 未 た上 る な 配 成 ょ 7 に 成 た う ば لح 慮 年 0 年 لح す で 者 \sum_{i} な 1 者 ること 未 広 ŧ 広 考 る \mathcal{O} 7 \mathcal{O} 告 喫 告 え ŧ 喫 に 成 کے 煙 等 場 煙 方 未 年 防 者 成 所 防 を に 0 未 行 止 基 1 を 年 を 止 成 ま 者 た 選 対 う 年 \mathcal{O} づ 必 3 \mathcal{O} き、 者 象 \mathcal{O} ŧ 注 要 配 لح 注 な \mathcal{O} 意 \mathcal{O} た ど, 性 慮 と ば 以 喫 L 意 を す 煙 な を を 下 喚 惹 広 広 起 + が 1 \mathcal{O} 禁 告 告 t < 点 分 \sum_{i}

の方

勘

(2)5 (4)略

媒 体 等 広 告 方 法 别 \mathcal{O} 指 針

 \mathcal{O} 点 前 号 12 沿 に 掲 0 7 げ 媒 る 体 指 等 針 広 を 告 踏 方 ま え 法 た 別 に 上 で、 た ば ک 以 広 下

告 等 を 行 う É 0 とす っる。

告

等

を

行

j

ŧ

0

とす

رِ چ

(1)テ レ ビ、 ラジ 才 及 び ウ エ ブ サ 1 1 等 に

お る た ば こ広 告

こと。 が 技 術 歳 的 12 以 可 上 能 \mathcal{O} な 者 場 \mathcal{O} 合 4 を除 を 対 き、 象 とするこ 行 わ な لح

(2)新 ば 聞 こ広 紙 及 告 び 雑 誌 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 刊 行 物 に お け

る

た

主と

L

7

+

歳

以

上

 \mathcal{O}

者

 \mathcal{O}

読

者

を

対

象

12

 \mathcal{O}

た ても ŧ \mathcal{O} 日刊 に 行 新 うこととし 聞 紙 に 0 **(**) 7 そ は \mathcal{O} 場 そ 合

力

に

鑑

4

広

告

方

法

等

に

配

慮

す

(3)は り 電 札 車 及 び 看 板 自 及 動 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 重 建 \mathcal{O} 物 車 そ 両 \mathcal{O} . 等 他 を含 \mathcal{O} 工 む 作 物

撂 た ば 出 さ れ \mathcal{O} 販 又 売 は 表 場 所 示 3 喫 れ 煙 る たばこ広告 所 又 は二十 歳

> (2)((4)同 上

媒 体 等 広 告 方 法 别 \mathcal{O} 指

 \mathcal{O} 点 前 12 号 沿 12 掲 0 7 げ 媒 る 体 指 等 針 広 を 告 踏 方 ま 針 え 法 た 別 上 に た で、 ば

ک

広

以

下

(1)テレ ピ ラジ 才 及 び ウ エ ブ サ イ 1 等 に

お け るた ばこ広 告

可 成 能 人 な \mathcal{O} 場 合 4 を を 除 対象とすること き、 行 わ な 1 が 技 術 的

(2)る た 新 ばこ 聞 紙 広 及 告 び 雑 誌 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 刊 行 物 に お け

4 日 に 刊 行 主 新 لح 広 うことと 告 聞 L 方 紙 て 法 成 に 等 L 0 人 ζ, に \mathcal{O} そ 配 て 読 慮 は \mathcal{O} 者 す 場 を ること。 対 そ 合 \mathcal{O} に 象 影 お と 響 1 力 7 た t t 鑑 \mathcal{O}

(3)等 に 掲 た は ば 出 電 り ۲ 札 さ 車 \mathcal{O} れ 及 販 又 看 U 売 は 板 自 場 表 動 及 示 び 所 車 され 建 \mathcal{O} 喫 物 車 そ るたばこ広告 煙 画 所 \mathcal{O} 等 又 他 を は \mathcal{O} 成 工 人 作 0 物

以 Ĺ \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 4 が 利 用 す る場場 所 に お 7 て 行

(4)見 本 た ツ ば 1 等 \mathcal{O} チ 配 ラ 布 シ、 力 タ 口 グ 及 75 パ

(5)び \mathcal{O} \mathcal{O} ま 懸 販 た 販 4 <u>一</u> 十 が利用 売 売 賞 歳 促 場 丰 郵送 進 ヤ 以 所 する 企 等 上 画 喫煙 に \mathcal{O} 場 ょ 者 販売 所 所 る 12 そ 場 限定 に 又 合を は 0 促 お 進 \ \ 他 L 物 除 て行うこと。 て行うこと。 \mathcal{O} 묘 歳 き、 催 以 \mathcal{O} 提供 たば 等 上 を \mathcal{O} 及

定 <u>一</u> 十 7 歳 行うこと。 以 上 \mathcal{O} 者 を 対 象とし た ŧ \mathcal{O} に 限

(6)ツト 十歳 4 て行うこと。 出 後 場 援 を除 以 歳 者及 ょ 対 上 以 (スポンサー < _ _ 象とすることが る \mathcal{O} 上 者 通 び \mathcal{O} 運 を対象とし を 目 ま を含 で 営 た、 あ に 的とし ý, み シ 従 ツ 放送 事する者 た催 プ 技 か た つ主 術 7 催 的 歳 L 等 لح ン が に 以 タ す 可 上 能 限 て べ \mathcal{O} 定 7 な

みが利用する場所において行うこと。

(4)喫煙 等に 1 成 見 て行うこと。 人に よる 所 本 ット 又 た は 限 場合を除 ば 成 定 等 して行うこと。 (T) 人 \mathcal{O} 配 チ き、 ラ 4 布 が たばこの 利 用する場所に 力 タ また、 口 販売 グ 及 場 郵 び お 送 パ

(5)う。シ び 懸 販売促 賞 キ ヤンペ 進 企 画] 販 そ 売 0) 促 進 他 物 品 催 \mathcal{O} 等 提 を 供 及 11

これ。 成人を対象としたものに限定して行う

(6) 成人 成 人 に 放送(インター した催 出場者 後援 な であ 場合を除 のみを対象とすることが しては、 L D 及び り、 等 ス ポ 運営に 限 ン 行わないこと。 か ネットによる通信を含み、 つ 主 サ 定 ĺ L を目的 とし 従事 シッ て行うこと。 つて成人 プ する者 技 術的 を た が 催 す ま 対 た 象 ベ 築 7 可

L 7 は 行 わ ないこと。

略

兀 \mathcal{O} 指 針 \mathcal{O} 対 象 に 含ま れ な **,** \ 広

喫 告 喫煙 並 に を 喫 促 煙 進 マナー な **\ 及 よう び二十 な、 -歳未満 企業 ては、満の者 活 動 者 \mathcal{O} の広

 \mathcal{O} 指 煙 針 防び \mathcal{O} 止等を提唱する広告に 対 象 に 含まれ ない。 つい

 \equiv 同 上

兀

告 並 喫 煙 びに \mathcal{O} を 指 喫 促 針 煙 進 \mathcal{O} 対 L 7 ナー な 象 7) 12 -及び未 ような、 含 ま れ 成 な 企業 年 1 者喫煙 広 活 動

 \mathcal{O}

対 象に含ま れ 等を提

唱す

る広

告

に

いては、

こ の

指

針 防

の止広

備考 表中 \mathcal{O} \mathcal{O} 記 載 は 注 記 で あ

る。

附 則

こ の 告示 は、 令 和 兀 年 兀 月 日 から施行する。